

令和8年9月28日

令和8年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

(その1)

県土整備局

I	横浜川崎治水事務所の移転に伴う名称変更について	1
II	神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正について	3
III	神奈川県都市公園条例の一部改正について	6
IV	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部改正について	9
V	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部改正について	12
VI	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	15
VII	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部改正について	18
VIII	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部改正について	21
IX	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の 見直し結果について	24
X	湘南港・葉山港の指定管理者の募集について	26
XI	東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の改定素案について	31
XII	平塚市域における津波災害警戒区域の指定について	34
XIII	神奈川県住生活基本計画の改定について	36

I 横浜川崎治水事務所の移転に伴う名称変更について

1 概要

横浜西合同庁舎に設置されている横浜川崎治水事務所を、計量検定所が建替えを行う整備事業に併せて、同所の敷地内に移転することについて、令和4年第1回県議会定例会建設・企業常任委員会で報告した。

この移転に合わせ、所管区域を県民等により分かりやすくするため、名称を「横浜治水事務所」に変更する。

(参考) 横浜川崎治水事務所の概要及び移転先

○ 本所

名 称	横浜川崎治水事務所
所 在 地	
(現 在)	横浜市西区岡野2丁目12番20号(横浜西合同庁舎)
(移 転 先)	横浜市神奈川区浦島丘4
所 掌 事 務	横浜市内の河川の整備・管理、急傾斜地対策、都市公園の整備・管理等

○ 支所

名 称	横浜川崎治水事務所川崎治水センター
所 在 地	川崎市多摩区生田4丁目25番1号
所 掌 事 務	川崎市内の河川の整備・管理、急傾斜地対策、都市公園の整備・管理等

2 名称変更の概要

横浜市内の土木事業等を所掌している横浜川崎治水事務所(本所)と川崎市内の土木事業等を所掌している横浜川崎治水事務所川崎治水センター(支所)の所管区域をより県民や事業者により分かりやすくするため、名称変更を行う。

	変更前の名称	変更後の名称
本所	横浜川崎治水事務所	横浜治水事務所
支所	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	横浜治水事務所 川崎治水センター

3 移転及び名称変更のスケジュール（予定）

令和8年11月 第3回定例会に神奈川県行政機関設置条例改正議案を提出

令和9年4月 横浜川崎治水事務所の移転及び名称変更

4 位置図



Ⅱ 神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例（以下「本条例」という。）は、道路法の規定に基づき、県管理道路の占用の許可を受けた者から道路の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法などを定めた条例である。

本条例では、従来から国に準拠して、占用物件の種類ごと、所在地区分ごとに占用料の額を定めている。このたび、国が管理する道路の占用料を定める道路法施行令が改正され、令和8年4月1日に施行されたことから、この内容を踏まえて改正を行うほか、新たな占用物件を追加する改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 占用料の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直し

占用料の額について、所在地区分ごとに令和6年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

また、各所在地区分に該当する市町村について、真鶴町を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

国に準拠した占用料の額の改定（代表例）

占用物件	改 正	現 行
第二種電柱	第一級地 4,440円/本・年	第一級地 3,780円/本・年
	第二級地 3,510円/本・年	第二級地 2,980円/本・年
	第三級地 2,940円/本・年	第三級地 2,510円/本・年
	第四級地 2,770円/本・年	第四級地 2,350円/本・年
共架電線その他 上空に設ける線 類	第一級地 26円/m・年	第一級地 22円/m・年
	第二級地 20円/m・年	第二級地 17円/m・年
	第三級地 17円/m・年	第三級地 15円/m・年
	第四級地 16円/m・年	第四級地 14円/m・年
管 類（外 径 が 0.07メートル以 上0.1メートル 未満のもの）	第一級地 150円/m・年	第一級地 130円/m・年
	第二級地 120円/m・年	第二級地 100円/m・年
	第三級地 100円/m・年	第三級地 87円/m・年
	第四級地 97円/m・年	第四級地 82円/m・年

占用物件	改 正	現 行
管類(外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの)	第一級地 620円/㎡・年	第一級地 530円/㎡・年
	第二級地 490円/㎡・年	第二級地 420円/㎡・年
	第三級地 410円/㎡・年	第三級地 350円/㎡・年
	第四級地 390円/㎡・年	第四級地 330円/㎡・年
看板(常設)	第一級地 8,970円/㎡・年	第一級地 8,200円/㎡・年
	第二級地 4,640円/㎡・年	第二級地 4,310円/㎡・年
	第三級地 1,360円/㎡・年	第三級地 1,330円/㎡・年
	第四級地 950円/㎡・年	第四級地 910円/㎡・年

(2) 新たな占用物件の追加

国が「自動車駐車場等に設ける水素供給施設」を占用物件として追加したため、国に準拠し、占用物件として追加する。

3 今後の予定

令和8年11月	第3回定例会に条例改正議案を提出
令和9年1月～2月	事業者等への周知
令和9年4月1日	改正条例の施行

1 道路占用料の算定式

$$\text{占用料の額} = \text{道路価格} \times \text{使用料率(注1)} \\ \times \text{占用面積} (\times \text{修正率(注2)})$$

(注1) 地価に対する年額賃料の割合に相当する率 (例: 電柱4.91%)

(注2) 道路空間の一部のみを使用する物件に対する調整率 (例: 上空建築物 7/10、地下 3/10)

2 道路占用料収入実績額

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入額	849,798千円	879,479千円	867,008千円

3 所在地区分と該当市町村 (見直し後)

区分	内容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、開成町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、箱根町、 <u>真鶴町</u> 、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

※ 第五級地に区分される市町村の該当はない。

※ 真鶴町は、第二級地から第三級地へ変更する。

Ⅲ 神奈川県都市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県都市公園条例（以下「本条例」という。）は、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めた条例である。本条例では、土地の占用などにつき徴収する使用料の額及びその徴収方法を定めている。

占用許可による使用料の額は、神奈川県道路占用料等徴収条例（以下「道路占用料条例」という。）に規定があり、占用物件の立地特性等が類似しているものについては、道路占用料条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、道路占用料条例が占用料の額の改定を予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

使用料の額について、所在地区分ごとに令和6年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

(1) 使用料の額を道路占用料条例と同額に定めているもの（代表例）

区分	改 正	現 行
第二種電柱	第一級地 4,440円/本・年	第一級地 3,780円/本・年
	第二級地 3,510円/本・年	第二級地 2,980円/本・年
	第三級地 2,940円/本・年	第三級地 2,510円/本・年
	第四級地 2,770円/本・年	第四級地 2,350円/本・年
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く）	第一級地 26円/m・年	第一級地 22円/m・年
	第二級地 20円/m・年	第二級地 17円/m・年
	第三級地 17円/m・年	第三級地 15円/m・年
	第四級地 16円/m・年	第四級地 14円/m・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地 150円/m・年	第一級地 130円/m・年
	第二級地 120円/m・年	第二級地 100円/m・年
	第三級地 100円/m・年	第三級地 87円/m・年
	第四級地 97円/m・年	第四級地 82円/m・年
管類（外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの）	第一級地 620円/m・年	第一級地 530円/m・年
	第二級地 490円/m・年	第二級地 420円/m・年
	第三級地 410円/m・年	第三級地 350円/m・年
	第四級地 390円/m・年	第四級地 330円/m・年

(2) 使用料の額を独自に定めているもの

区分	改 正	現 行
鉄塔	第一級地 4,350円/㎡・年	第一級地 3,840円/㎡・年
	第二級地 3,270円/㎡・年	第二級地 2,910円/㎡・年
	第三級地 2,600円/㎡・年	第三級地 2,350円/㎡・年
	第四級地 2,410円/㎡・年	第四級地 2,170円/㎡・年
特別高圧架空電線（使用電圧が170,000ボルト以上のもの）	第一級地 2,170円/㎡・年	第一級地 1,920円/㎡・年
	第二級地 1,630円/㎡・年	第二級地 1,450円/㎡・年
	第三級地 1,300円/㎡・年	第三級地 1,170円/㎡・年
	第四級地 1,200円/㎡・年	第四級地 1,080円/㎡・年
特別高圧架空電線（使用電圧が7,000ボルトを超え170,000ボルト未満のもの）	第一級地 1,300円/㎡・年	第一級地 1,150円/㎡・年
	第二級地 980円/㎡・年	第二級地 870円/㎡・年
	第三級地 780円/㎡・年	第三級地 700円/㎡・年
	第四級地 720円/㎡・年	第四級地 650円/㎡・年
その他のもの	第一級地 43円/㎡・日	第一級地 38円/㎡・日
	第二級地 32円/㎡・日	第二級地 29円/㎡・日
	第三級地 26円/㎡・日	第三級地 23円/㎡・日
	第四級地 24円/㎡・日	第四級地 21円/㎡・日

3 今後の予定

令和8年11月 第3回定例会に条例改正議案を提出
 令和9年1月～2月 事業者等への周知
 令和9年4月1日 改正条例の施行

参考資料

- 1 都市公園の占用許可に係る使用料の額を独自に定めているものの算定式

$$\text{使用料の額} = \text{公園価格} \times \text{使用料率(注1)} \\ \times \text{占用面積} \times (\text{修正率(注2)})$$

(注1) 地価に対する年額賃料の割合に相当する率 (4.91%)

(注2) 占用の状況に応じて、都市公園管理上の影響度合いを勘案して乗ずる率

- 2 都市公園の占用許可に係る使用料収入実績

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入額	57,106千円	51,947千円	55,134千円

IV 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県流水占用料等徴収条例は、河川法に基づく土地の占用等につき徴収する占用料等の額及びその徴収方法を定めた条例である。

占用料等の額は、神奈川県道路占用料等徴収条例（以下「道路占用料条例」という。）に規定があり、占用物件の立地特性等が類似しているものについては、道路占用料条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、道路占用料条例が、占用料の額の改定を予定していることから、これとの整合を図るなど、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 占用料の額の改定

占用料の額について、所在地区分ごとに令和6年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

ア 占用料の額を道路占用料条例と同額に定めているもの（代表例）

区分	改 正	現 行
第二種電柱	第一級地 4,440円/本・年	第一級地 3,780円/本・年
	第二級地 3,510円/本・年	第二級地 2,980円/本・年
	第三級地 2,940円/本・年	第三級地 2,510円/本・年
	第四級地 2,770円/本・年	第四級地 2,350円/本・年
共架電線その他上空に設ける線類	第一級地 26円/m・年	第一級地 22円/m・年
	第二級地 20円/m・年	第二級地 17円/m・年
	第三級地 17円/m・年	第三級地 15円/m・年
	第四級地 16円/m・年	第四級地 14円/m・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地 150円/m・年	第一級地 130円/m・年
	第二級地 120円/m・年	第二級地 100円/m・年
	第三級地 100円/m・年	第三級地 87円/m・年
	第四級地 97円/m・年	第四級地 82円/m・年
管類（外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの）	第一級地 620円/m・年	第一級地 530円/m・年
	第二級地 490円/m・年	第二級地 420円/m・年
	第三級地 410円/m・年	第三級地 350円/m・年
	第四級地 390円/m・年	第四級地 330円/m・年

イ 占用料の額を独自に定めているもの

区分	改 正		現 行	
倉庫、物置、 小屋、栈橋、 橋りょうその 他の工作物 ※他の項に規定する 工作物を除く。	第一級地	840円/㎡・年	第一級地	700円/㎡・年
	第二級地	700円/㎡・年	第二級地	590円/㎡・年
	第三級地	670円/㎡・年	第三級地	560円/㎡・年
	第四級地	660円/㎡・年	第四級地	550円/㎡・年
鉄塔	第一級地	2,280円/㎡・年	第一級地	1,900円/㎡・年
	第二級地	1,920円/㎡・年	第二級地	1,600円/㎡・年
	第三級地	1,830円/㎡・年	第三級地	1,530円/㎡・年
	第四級地	1,800円/㎡・年	第四級地	1,500円/㎡・年
柵類	第一級地	1,100円/㎡・年	第一級地	920円/㎡・年
	第二級地	920円/㎡・年	第二級地	770円/㎡・年
	第三級地	880円/㎡・年	第三級地	740円/㎡・年
	第四級地	860円/㎡・年	第四級地	720円/㎡・年

(2) 土石等採取料の改定

土石等採取料について、県内の砂利等の卸売価格等を踏まえて改定する。

区分	改 正	現 行
砂	310円/㎥	260円/㎥
砂利（径が6センチメートル以下のものをいう。）	360円/㎥	300円/㎥
栗石（径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）	430円/㎥	360円/㎥
玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）	550円/㎥	460円/㎥
転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。）	630円/㎥	530円/㎥
混合土石	320円/㎥	300円/㎥

3 今後の予定

令和8年11月 第3回定例会に条例改正議案を提出
 令和9年1月～2月 事業者等への周知
 令和9年4月1日 改正条例の施行

1 占用料の額を独自に定めているものの算定式

$$\text{占用料の額} = \text{河川価格} \times \text{使用料率（注1）} \quad (\times \text{修正率（注2）})$$

（注1）行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算定する際に、当該土地の価額に乗ずる率（年3％）

（注2）占有の状況に応じて、河川管理上の影響の度合いを勘案して乗ずる率

2 流水占用料等収入実績額

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入額	348,258千円	377,229千円	389,214千円

3 所在地区分と該当市町村

区分	内容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、開成町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	南足柄市、中井町、松田町、箱根町、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

V 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県海岸占用料等徴収条例は、海岸法に基づく海岸保全区域等の占有等につき徴収する占用料等の額及びその徴収方法を定めた条例である。

占用料等の額は、神奈川県道路占用料等徴収条例又は神奈川県流水占用料等徴収条例（以下「準拠条例」という。）に規定があり、占有物件の立地特性等が類似しているものについては、準拠条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、準拠条例が占用料等の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

占用料等の額について、所在地区分ごとに令和6年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

また、各所在地区分に該当する市町村について、真鶴町を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

(1) 占用料等の額を準拠条例と同額に定めているもの（代表例）

区分		改正	現行
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の施設又は工作物 ※他の項に規定する工作物を除く。	第一級地	840円/㎡・年	第一級地 700円/㎡・年
	第二級地	700円/㎡・年	第二級地 590円/㎡・年
	第三級地	670円/㎡・年	第三級地 560円/㎡・年
第二種電柱	第一級地	4,440円/本・年	第一級地 3,780円/本・年
	第二級地	3,510円/本・年	第二級地 2,980円/本・年
	第三級地	2,940円/本・年	第三級地 2,510円/本・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地	150円/ｍ・年	第一級地 130円/ｍ・年
	第二級地	120円/ｍ・年	第二級地 100円/ｍ・年
	第三級地	100円/ｍ・年	第三級地 87円/ｍ・年
土石の採取	砂	310円/ｍ ³	260円/ｍ ³
	混合土石	320円/ｍ ³	300円/ｍ ³

(2) 占用料の額を独自に定めているもの

区分	改正		現行	
海水浴施設、 売店及びバン ガロー	第一級地	370円/㎡・月	第一級地	310円/㎡・月
	第二級地	310円/㎡・月	第二級地	260円/㎡・月
	第三級地	300円/㎡・月	第三級地	250円/㎡・月

3 今後の予定

令和8年11月	第3回定例会に条例改正議案を提出
令和9年1月～2月	事業者等への周知
令和9年4月1日	改正条例の施行

参考資料

1 占用料の額を独自に定めているもの（月額）の算定式

$$\text{占用料の額} = \text{海岸価格} \times \text{使用料率(注1)} \\ (\times \text{修正率(注2)}) \div 12$$

(注1) 行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算定する際に、当該土地の価額に乗ずる率（年3%）

(注2) 占用の状況に応じて、海岸保全上の影響の度合いを勘案して乗ずる率

2 海岸占用料等 収入実績額

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入額	43,867 千円	44,199 千円	47,086 千円

3 所在地区分と該当市町（見直し後）

区分	内容	該当市町
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	横須賀市、平塚市、小田原市、葉山町、大磯町、二宮町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	三浦市、 <u>真鶴町</u> 、湯河原町

※ 県内に第四級地の海岸はない。

※ 真鶴町は、第二級地から第三級地へ変更する。

VI 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「本条例」という。）は、港湾の設置及び管理等について必要な事項を定めた条例である。本条例では、港湾法に基づく港湾の施設に構築物を設けるなどして、一定の期間、独占的に利用する専用利用や、港湾区域内の水域の占用などにつき徴収する専用利用料、占用料等（以下「専用利用料等」という。）の額及びその徴収方法を定めている。

専用利用料等の額は、神奈川県道路占用料等徴収条例、神奈川県流水占用料等徴収条例又は神奈川県海岸占用料等徴収条例（以下「準拠条例」という。）に規定があり、専用利用物件の立地特性等が類似しているものについては、準拠条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、準拠条例が専用利用料等の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

専用利用料等の額について、令和6年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

(1) 専用利用料等の額を準拠条例と同額に定めているもの（代表例）

区分	港湾名	改正	現行
第二種電柱	湘南港	4,440円/本・年	3,780円/本・年
	葉山港、大磯港	3,510円/本・年	2,980円/本・年
	真鶴港	2,940円/本・年	2,980円/本・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	湘南港	150円/m・年	130円/m・年
	葉山港、大磯港	120円/m・年	100円/m・年
	真鶴港	100円/m・年	100円/m・年
土砂の採取	湘南港、葉山港、大磯港、真鶴港	360円/m ³	300円/m ³

(2) 専用利用料等の額を独自に定めているもの

ア 専用利用料

区分	港湾名	改正	現行
共架電線その他上空に設ける線類	湘南港	250円/m・年	240円/m・年
	葉山港、大磯港	190円/m・年	160円/m・年
	真鶴港	77円/m・年	160円/m・年
地下に設ける電線その他の線類	湘南港	130円/m・年	130円/m・年
	葉山港、大磯港	100円/m・年	86円/m・年
	真鶴港	41円/m・年	86円/m・年
柵類	湘南港	1,490円/m・年	1,420円/m・年
	葉山港、大磯港	1,150円/m・年	960円/m・年
	真鶴港	450円/m・年	960円/m・年

イ 占用料

区分	港湾名	改正	現行
係船浮標、係船くい及び信号標	湘南港	1,080円/基・年	900円/基・年
	葉山港、大磯港	900円/基・年	760円/基・年
	真鶴港	860円/基・年	760円/基・年

3 今後の予定

令和8年10月	港湾審議会への諮問
令和8年11月	第3回定例会に条例改正議案を提出
令和9年1月～2月	事業者等への周知
令和9年4月1日	改正条例の施行

1 専用利用料等の額を独自に定めているものの算定式

$$\text{専用利用料等の額} = \text{港湾価格} \times \text{使用料率(注1)} \\ (\times \text{修正率(注2)})$$

(注1)行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算出する際に、当該土地の価額に乗ずる率（年3%）等

(注2)占用の状況に応じて、港湾利用上の影響の度合いを勘案して乗ずる率

2 専用利用料等 収入実績額

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入額	18,591 千円	18,436 千円	18,551 千円

3 港湾の区分等

各港湾に所在地区分を適用すると、湘南港は第一級地に、葉山港及び大磯港は第二級地に、真鶴港は第三級地に該当し、専用利用料等の額を準拠条例と同額に定める場合は、各所在地区分の額を適用する。

港湾の区分	準拠条例の適用
湘南港	「第一級地」の額
葉山港、大磯港	「第二級地」の額
真鶴港	「第三級地」の額

Ⅶ 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（以下「本条例」という。）は、砂防法等に基づく砂防指定地の管理等について必要な事項を定めた条例である。本条例では、砂防設備の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法を定めている。

占用料の額は、神奈川県流水占用料等徴収条例（以下「流水占用料条例」という。）に規定する土地占用料の例により計算して得た額とされているが、流水占用料条例に規定のない市町の所在地区分については、神奈川県道路占用料等徴収条例（以下「道路占用料条例」という。）に準拠して定めている。このたび、道路占用料条例が各所在地区分に該当する市町村の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

各所在地区分に該当する市町については、真鶴町を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

3 占用料の額の変更

流水占用料条例が、令和6年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて占用料の改定を予定していることから、本条例で定める占用料の額についても、次のとおり変更となる。

占用物件の区分と級地ごとの占用料（代表例）

区分	改 正		現 行	
倉庫、物置、 小屋、栈橋、 橋りょうその 他の工作物 ※他の項に規定する 工作物を除く。	第一級地	840円/㎡・年	第一級地	700円/㎡・年
	第二級地	700円/㎡・年	第二級地	590円/㎡・年
	第三級地	670円/㎡・年	第三級地	560円/㎡・年
	第四級地	660円/㎡・年	第四級地	550円/㎡・年
第三種電柱	第一級地	5,990円/本・年	第一級地	5,100円/本・年
	第二級地	4,740円/本・年	第二級地	4,030円/本・年
	第三級地	3,960円/本・年	第三級地	3,380円/本・年
	第四級地	3,740円/本・年	第四級地	3,170円/本・年

区分	改 正		現 行	
共架電線その他上空に設ける線類	第一級地	26円/m・年	第一級地	22円/m・年
	第二級地	20円/m・年	第二級地	17円/m・年
	第三級地	17円/m・年	第三級地	15円/m・年
	第四級地	16円/m・年	第四級地	14円/m・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地	150円/m・年	第一級地	130円/m・年
	第二級地	120円/m・年	第二級地	100円/m・年
	第三級地	100円/m・年	第三級地	87円/m・年
	第四級地	97円/m・年	第四級地	82円/m・年

4 今後の予定

令和8年11月	第3回定例会に条例改正議案を提出
令和9年1月～2月	事業者等への周知
令和9年4月1日	改正条例の施行

参考資料

1 砂防設備占用料 収入実績額

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
収入額	2, 997 千円	3, 208 千円	3, 253 千円

2 所在地区分と該当市町村（見直し後）

区分	内容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口 50 万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口 50 万人未満 20 万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、開成町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口 50 万人未満 20 万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格未満であり、かつ、人口 20 万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、箱根町、 <u>真鶴町</u> 、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

※ 真鶴町は、第二級地から第三級地へ変更する。

VIII 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（以下「本条例」という。）は、国有財産法に基づく国土交通省所管の法定外公共用財産の使用につき徴収する使用料の額及びその徴収方法を定めた条例である。

本条例では、神奈川県道路占用料等徴収条例及び神奈川県流水占用料等徴収条例（以下「準拠条例」という。）に準拠して使用料の額等を定めている。このたび、準拠条例が占用料等の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

<参考>

本条例が対象とする法定外公共用財産とは、国土交通省の所管に属し、かつ、県が管理する公共用財産であって、道路法、河川法等の法律が適用されないものである。

（具体例）

- ・道路法の適用を受けない里道
- ・河川法の適用を受けない水路
- ・一般海域（海岸法等の法律が適用されない海域）の海底の土地

2 条例改正の概要

使用料の額について、改正準拠条例に準拠し改定するとともに、独自単価を設定している「土石の採取」について、現行区分を廃止し、神奈川県流水占用料等徴収条例に準拠させる。

また、各所在地区分に該当する市町村について、真鶴町を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

(1) 使用料の額を準拠条例と同額に定めているもの（代表例）

区 分	改 正	現 行
第二種電柱	第一級地 4,440円/本・年	第一級地 3,780円/本・年
	第二級地 3,510円/本・年	第二級地 2,980円/本・年
	第三級地 2,940円/本・年	第三級地 2,510円/本・年
	第四級地 2,770円/本・年	第四級地 2,350円/本・年
共架電線その他上空に設ける線類	第一級地 26円/m・年	第一級地 22円/m・年
	第二級地 20円/m・年	第二級地 17円/m・年
	第三級地 17円/m・年	第三級地 15円/m・年
	第四級地 16円/m・年	第四級地 14円/m・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地 150円/m・年	第一級地 130円/m・年
	第二級地 120円/m・年	第二級地 100円/m・年
	第三級地 100円/m・年	第三級地 87円/m・年
	第四級地 97円/m・年	第四級地 82円/m・年
管類（外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの）	第一級地 620円/m・年	第一級地 530円/m・年
	第二級地 490円/m・年	第二級地 420円/m・年
	第三級地 410円/m・年	第三級地 350円/m・年
	第四級地 390円/m・年	第四級地 330円/m・年
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物 ※他の項に規定する工作物を除く。	第一級地 840円/m ² ・年	第一級地 700円/m ² ・年
	第二級地 700円/m ² ・年	第二級地 590円/m ² ・年
	第三級地 670円/m ² ・年	第三級地 560円/m ² ・年
	第四級地 660円/m ² ・年	第四級地 550円/m ² ・年
鉄塔	第一級地 2,280円/m ² ・年	第一級地 1,900円/m ² ・年
	第二級地 1,920円/m ² ・年	第二級地 1,600円/m ² ・年
	第三級地 1,830円/m ² ・年	第三級地 1,530円/m ² ・年
	第四級地 1,800円/m ² ・年	第四級地 1,500円/m ² ・年

(2) 使用料の額を独自に定めているもの（土石の採取）

現 行		改 正	
区分	使用料	区分	使用料
田圃砂利	230円/m ³	—	—
山砂利	260円/m ³	—	—
その他の土石	460円/m ³	砂	310円/m ³
		砂利	360円/m ³
		栗石	430円/m ³
		玉石	550円/m ³
		転石	630円/m ³
		混合土石	320円/m ³

3 今後の予定

令和8年11月 第3回定例会に条例改正議案を提出
 令和9年1月～2月 事業者等への周知
 令和9年4月1日 改正条例の施行

1 法定外公共用財産使用料収入実績額

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
収入額	11,747千円	11,746千円	11,746千円

2 所在地区分と該当市町村（見直し後）

区分	内 容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、開成町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、箱根町、 <u>真鶴町</u> 、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

※第五級地に区分される市町村の該当はない。

※真鶴町は、第二級地から第三級地へ変更する。

IX 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について

1 条例の見直しについて

県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づいて各条例の見直し作業を行うこととしている。

条例の見直しの周期は、5年ごとを原則としており、今回、県土整備局において所管する次の条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

2 条例の見直しの結果

条例名	見直し結果
港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

3 見直し結果の公表

見直し結果については、本建設・企業常任委員会に報告後、県ホームページで公表する。

県土整備局所管条例の見直し結果概要

条 例 名		港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例
運 用 状 況		施行（平成17年7月1日）以来、構築物の用途変更の命令等の実績はない。
見直しの結果	必 要 性	港湾法において、港湾の臨港地区内に指定した分区の区域内における規制対象となる構築物は条例で定めることとされている。 県が管理する港湾の無秩序な土地利用の防止などを図るためには、港湾の臨港地区に分区を指定し、分区内の一定の構築物の建設等を制限する必要があるため、本条例は必要な条例である。
	有 効 性	港湾法では、違反構築物を建設等した者に対して是正措置を命じることなどを規定し、本条例では違反者への罰則規定を設け、その履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効に機能している。
	効 率 性	本条例の規定の内容は、港湾機能の維持保全に必要最小限の内容となっており、効率的なものとなっている。
	基 本 方 針 適 合 性	港湾の秩序ある整備と適正な運営を目的とするものであり、地域活力を維持・形成する都市基盤の充実・強化を掲げた「新かながわグランドデザイン」の考え方に合致したものである。
	適 法 性	港湾法に基づき必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。
	結 論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

X 湘南港・葉山港の指定管理者の募集について

1 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、湘南港・葉山港の2港湾については、令和9年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等を行う。

2 施設の目的・概要

(1) 設置目的

港湾法に基づき、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨットその他の船舶の利便に供すること等を目的として、県が管理する地方港湾である。

(2) 施設概要

施設名	所在地	施設の概要
湘南港	藤沢市 江の島	設置年月日：昭和35年10月11日（港湾区域認可年月日） 施設：水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、 船舶役務用施設、港湾環境整備施設、港湾管理施設 面積：約12ha（湘南港臨港地区面積）
葉山港	三浦郡 葉山町 堀内	設置年月日：昭和39年3月28日（港湾区域認可年月日） 施設：水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、 船舶役務用施設、港湾環境整備施設、港湾管理施設 面積：約3.7ha（葉山港臨港地区面積）

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

（湘南港・葉山港）

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、物品販売など利用者へのサービス向上や、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

（収支状況及び委託実績は参考資料のとおり）

4 募集の方法

公募により募集する。

5 募集単位

湘南港と葉山港を個別に募集する。

6 指定期間

5年間（令和10年4月1日～令和15年3月31日）とする。

7 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績
- サ 施設の魅力向上につながる加点項目

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

ア 開かれた港湾の利用促進

開かれた港湾として、多くの方に施設を利用してもらい、利用者に満足してもらえるような新たな事業や取組の提案を求める。

イ 地震・津波発生時等における利用者の安全確保

通常の大規模な地震・津波災害等から利用者の安全を確保するための実効性のある具体的な取組の提案を求める。

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点、施設の魅力向上につながる加点項目：15点以内

8 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定 管理者選 定委員の 経験の有 無（委員 会名）	選定理由

9 今後のスケジュール

- | | |
|---------|--|
| 令和8年11月 | 外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取 |
| 12月 | 第3回定例会（後半）に、指定管理者の選定基準（案）を報告
併せて、利用料金の改定に伴う「港湾の設置及び管理等に関する条例」の改正概要を報告 |
| 令和9年2月 | 第1回定例会に利用料金の改定に伴う「港湾の設置及び管理等に関する条例」の改正議案を提出 |
| 4月～ | 指定管理者を募集 |
| 7月 | 外部評価委員会等による候補者選定 |
| 9月 | 第3回定例会（前半）に、指定管理者の指定議案を提出 |
| 令和10年4月 | 指定管理者による管理運営開始 |

参考資料

湘南港・葉山港収支状況及び委託実績

(1) 湘南港

＜参考１＞ 指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、％)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
令和５年度	48,576	78,330	0	126,906	143,700	△16,794	△13.23%
令和６年度	47,776	72,425	2,696	122,897	146,595	△23,698	△19.28%
令和７年度	48,268	104,541	0	152,809	147,898	4,911	3.21%
合 計	144,620	255,296	2,696	402,612	438,193	△35,581	△8.84%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 ⑦・無

新規係留施設、青少年団倉庫の新設及び駐車場拡大等に伴う管理業務の変更に伴う増 +5,334 千円（令和７年度）
 駐車場拡大に伴う利用料金の増に伴う指定管理料の減 △7,681 千円（令和７年度）
 施設維持経費及び直接人件費の物価・賃金上昇に伴う増 +3,540 千円（令和７年度）

＜参考２＞ 県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数（実績）	金額（実績：千円）	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	無	—	—	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(2) 葉山港

＜参考１＞ 指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、％)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
令和５年度	45,922	26,176	0	72,098	72,096	2	0.00%
令和６年度	45,144	26,045	651	71,840	71,745	95	0.13%
令和７年度	46,293	26,230	0	72,523	72,346	177	0.24%
合 計	137,359	78,451	651	216,461	216,187	274	0.13%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 ⑦・無

駐車場料金システムの更新に伴うキャッシュレス手数料の増 +211 千円（令和７年度）
 施設維持経費及び直接人件費の物価・賃金上昇に伴う増 +1,774 千円（令和７年度）

＜参考２＞ 県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数（実績）	金額（実績：千円）	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	無	—	—	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

XI 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の改定素案について

1 計画の概要

海岸の防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸保全を目的とした海岸法において、国は「海岸保全基本方針」を定め、県は、この方針に基づいた「海岸保全基本計画」を定めるよう規定されている。

「東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）（以下「本計画」という。）」は、三浦市剣崎から東京都境までの東京湾沿岸における海岸保全施設の整備に関する基本的な事項などを定めた計画として、平成16年に策定され、過去2回の改定を行っている。

2 改定の趣旨

海岸保全基本方針が令和2年11月に変更され、将来の気候変動の影響による海面水位の上昇や、台風の強大化等にも対応できるよう防護に必要な高さ（計画上の護岸等の高さ）を定めることとされたため、本計画を改定することとした。

3 主な改定内容

本計画では、2100年時点で気温が2℃上昇した場合、海面水位は38cm上昇、台風の中心気圧は現計画で対象としている伊勢湾台風級よりも5hPa低くなることを想定し、計画上の護岸等の高さを算定し、海岸保全施設の基本的な整備方針を取りまとめた。

4 改定に向けたこれまでの取組

令和6年11月	学識者、国、県、市で構成した「東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会」を設置
令和6年11月～令和8年2月	計4回の「東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会」を開催
令和8年8月	学識者や海岸利用者等で構成する「東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会」において、改定素案を取りまとめ

5 今後の予定

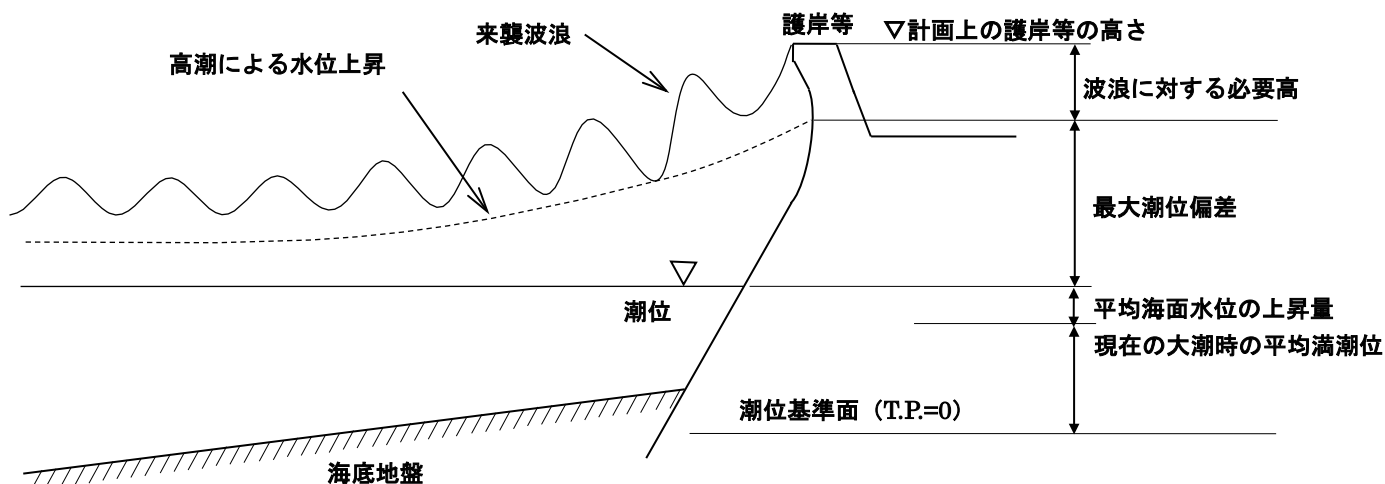
令和8年10月～令和8年11月	改定素案に対する県民意見募集
令和9年2月	県民意見を反映した改定案取りまとめ
〃	建設・企業常任委員会に改定案を報告
3月	本計画を改定・公表

参考資料

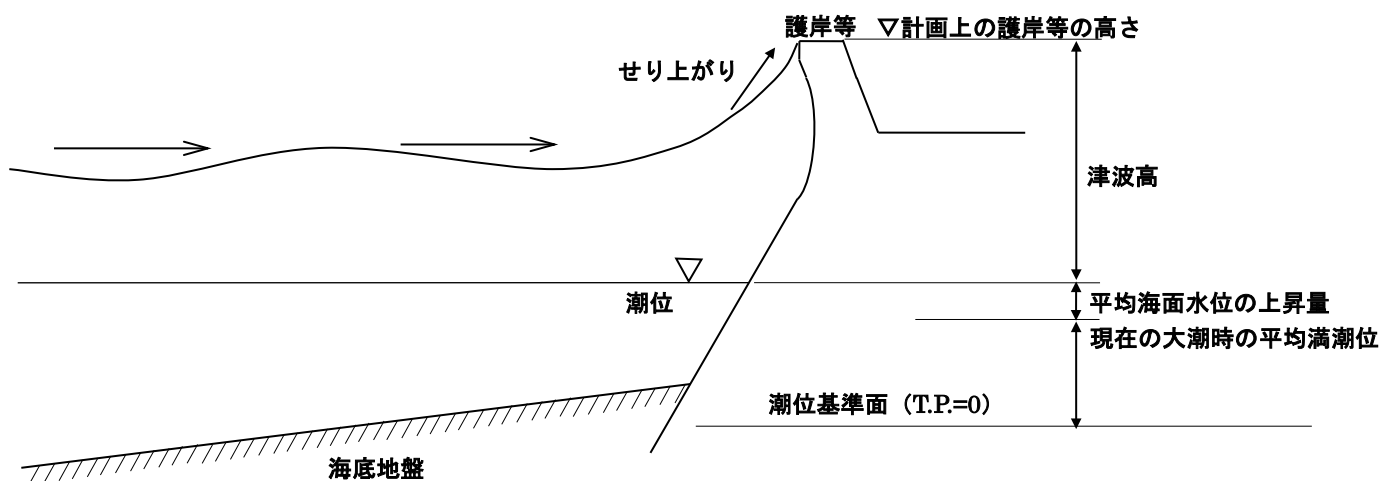
＜計画上の護岸等の高さの考え方＞

「高潮・波浪に対して必要となる高さ」と「津波に対して必要となる高さ」を比較して、高い方の値を設定する。

○ 高潮・波浪に対して必要となる高さ



○ 津波に対して必要となる高さ



＜気候変動を考慮した計画上の護岸等の高さ＞

ゾーン 区分	海岸名	地域海岸名	番号	地区海岸名	①現行計画 計画上の護岸等の高さ	②改定計画 計画上の護岸等の高さ	現行計画との差 ②－①＝
					(T.P.m)	(T.P.m)	(T.P.m)
川崎	川崎港	東京湾川崎地域	1	川崎港地区	3.11	3.63	0.52
横浜	横浜港	東京湾横浜地域	2	鶴見地区	2.71	3.30	0.59
			3	大黒ふ頭地区	— (※)	5.88	— (※)
			4	内港地区	2.71	3.52	0.81
			5	本牧・南本牧地区	2.71	3.18	0.47
			6	根岸湾周辺地区	2.71	3.00	0.29
			7	金沢地区	2.71	5.91	3.20
	金沢漁港		8	平潟湾周辺地区	2.71	3.42	0.71
横須賀	横須賀港	東京湾横須賀地域	9	追浜地区	3.0	5.98	2.98
			10	深浦地区	2.3	3.95	1.65
			11	長浦地区	2.3	2.87	0.57
			12	本港地区	2.3	3.22	0.92
			13	新港地区	3.0	4.37	1.37
			14	平成地区	— (※)	3.01	— (※)
			15	大津・馬堀地区	5.1	6.29	1.19
			16	走水地区	2.3	5.43	3.13
			17	観音崎地区	3.7	6.32	2.62
			18	鴨居地区	3.7	6.27	2.57
浦賀・三浦	北下浦漁港	三浦半島東部地域	19	浦賀地区	3.7	5.48	1.78
			20	久里浜地区	3.7	5.73	2.03
			21	野比地区	5.7	6.27	0.57
			22	長沢地区	5.0	6.27	1.27
			23	津久井地区	5.0	5.00	0.00
	三浦		24	上宮田地区	5.0	5.36	0.36

(※)：現行計画時点において未定

XII 平塚市域における津波災害警戒区域の指定について

1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）では、知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができることとされている。

警戒区域を指定することにより、市町による避難場所の指定や要配慮者利用施設等による避難確保計画の作成などが行われ、避難体制が強化されることから、県は指定を進めている。

これまでに、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、大磯町、二宮町、真鶴町及び湯河原町の3市4町で警戒区域を指定しており、このたび、平塚市との調整が整ったことから指定を行う。

2 これまでの経過

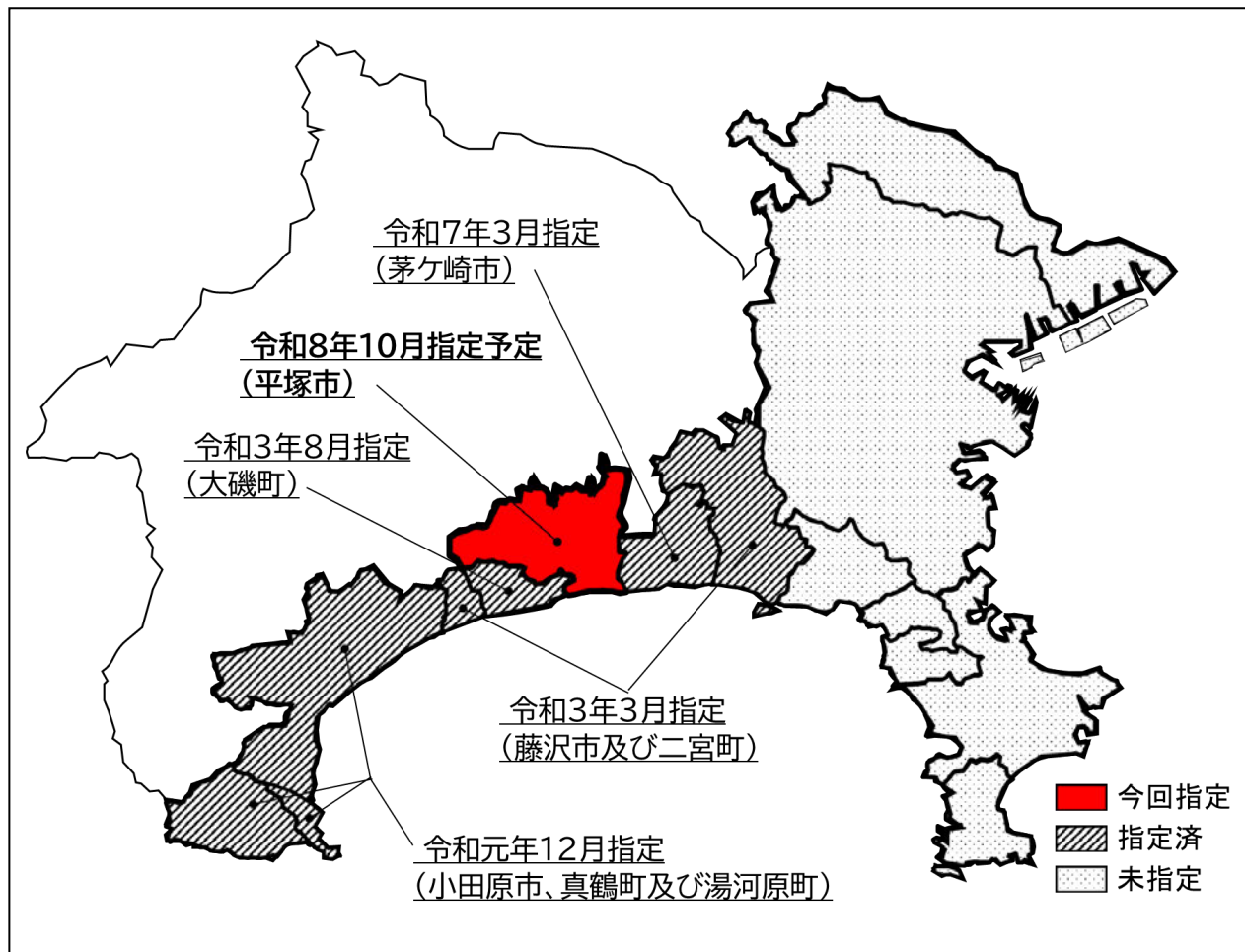
令和8年7～8月 県及び平塚市による住民説明会を実施

令和8年9月 平塚市への意見聴取

3 今後の予定

令和8年10月に警戒区域を指定する。その他の市町についても、引き続き、指定に向けて取り組んでいく。

○津波災害警戒区域指定状況図



XIII 神奈川県住生活基本計画の改定について

1 計画の概要

「神奈川県住生活基本計画（以下「本計画」という。）」は、将来の人口や世帯数等の長期的展望を踏まえ、住まいまちづくりの目標を示すことによって、魅力にあふれ、質の高い住生活の実現を目指し、県民や企業、行政など、様々な主体が共通の目標のもと、連携・協働して取り組むための指針となることを目的としている。

本計画は、「新かながわグランドデザイン」の都市づくり分野での基幹的な計画である「かながわ都市マスタープラン」を住宅政策の面から支える部門別計画（かながわ住宅計画）の一つである。

2 改定の趣旨

本計画は、「住生活基本法」に基づく法定計画として、平成18年度に策定して以来、社会環境の変化などに対応するため、概ね5年ごとに見直しを行っている。

令和3年度の前回の改定から概ね5年が経過し、高齢単身世帯の増加や住宅確保要配慮者のニーズの多様化など、近年の住生活を取り巻く環境が変化している。これを受け、国が住生活基本計画（全国計画）を令和8年3月に改定し、新たな住宅政策の目標を示したことから、これらに的確に対応した住まいまちづくりを進めるため、本計画を改定する。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和6年9月～ 学識経験者等への意見聴取（8回）

空き家の利活用に取り組む民間事業者等へのヒアリング

4 改定の概要

(1) 基本目標と施策の展開

基本目標を「人生100歳時代に向けて、全ての県民がともに支えあい、安全で安心して暮らせる『いのち輝く住まいまちづくり』の実現」とし、5つの基本方向を設定して地域の実情に応じた総合的な住宅施策を展開していく。

- | | |
|--------|---------------------------|
| 基本方向 1 | ライフスタイルに応じた住まいを選択できる環境づくり |
| 基本方向 2 | 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保 |
| 基本方向 3 | 既存住宅の流通促進と良質なストック形成 |
| 基本方向 4 | 地域の魅力・資源を活かした豊かな住生活の推進 |
| 基本方向 5 | 誰もがいきいきと暮らせる住まいまちづくり |

(2) 主な改定内容

現行計画を踏襲しつつ、主に次の施策を追加・拡充する。

- ・住宅確保要配慮者に対する支援の充実（基本方向 2）
- ・空き家対策の強化と既存住宅の流通促進（基本方向 3）
- ・多様な主体の連携による地域のコミュニティの活性化（基本方向 5）

(3) 改定骨子案

別紙のとおり

5 計画期間

令和 8 年度から令和17年度までの10年間

6 今後の予定

- | | |
|---------------|--------------------|
| 令和 8 年10月～11月 | 国との事前協議 |
| 〃 | 庁内及び市町村等への意見照会 |
| 〃 | 改定素案取りまとめ |
| 令和 8 年12月 | 建設・企業常任委員会に改定素案を報告 |
| 令和 8 年12月下旬～ | 改定素案に対する県民意見募集 |
| 令和 9 年 2 月 | 県民意見を反映した改定案取りまとめ |
| 〃 | 建設・企業常任委員会に改定案を報告 |
| 〃 | 国及び市町村との法定協議 |
| 令和 9 年 3 月 | 本計画を改定・公表 |

「神奈川県住生活基本計画」改定骨子案

第1章 計画の位置づけ等

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 神奈川県における住生活の現状及び課題

- 1 住生活をめぐる現状
- 2 住生活をめぐる課題

第3章 基本目標、基本方向と施策の展開

- 1 基本目標
- 2 基本方向
 - (1) ライフスタイルに応じた住まいを選択できる環境づくり
 - (2) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保
 - (3) 既存住宅の流通促進と良質なストック形成
 - (4) 地域の魅力・資源を活かした豊かな住生活の推進
 - (5) 誰もがいきいきと暮らせる住まいまちづくり
- 3 施策展開

第4章 賃貸住宅の供給促進【賃貸住宅供給促進計画】

第5章 マンションの適切な管理の推進【マンション管理適正化推進計画】

第6章 計画の実現に向けて

- 1 計画の役割分担
- 2 推進体制

第7章 住宅の供給目標及び考え方

- 1 公営住宅の供給目標及び考え方
- 2 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域